

第 1 期京丹後市環境基本計画に関する総括資料

1. 第 1 期計画期間

2009（平成 21）年度 ～ 2018（平成 30）年度 10 年間

2. 第 1 期計画「望ましい環境像」

～古代から未来へ 自然美豊かな歴史と文化のまち 京丹後～

「暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市」を実現するために今後の方向性を描く

3. 第 1 期計画の振り返りと第 2 期計画へ向けて

第 1 期計画期間は、期間を通して人口減少社会の到来を迎え、地域では過疎高齢化の進行、エネルギーの本格的自由化をはじめとして経済情勢・購買形態・社会流動性の変化は著しく、また、東日本大震災や台風の襲来・集中豪雨といった自然及び気象災害の激甚化と頻発化なども重なり、自然環境のみならず社会・経済各環境において人々の価値観を大きく変化させた 10 年間となりました。

京都議定書第一約束期間（2008-2012 年）と時を同じくしスタートした第 1 期計画の 10 年間とした計画期間は、行動計画としては各環境等変化への対応を難しくする長期に及ぶ期間設定であったと捉えます。前述の社会背景のとおり、時代は様々な環境変化の緩和と変化への適応に努めて行かなければならない中にあり、計画の期間は経年変化に伴う行動目標の見直し等を柔軟にし、かつ上位政策期間と整合する中期的な期間設定の中、実行され対策効果を得る適当な期間とすることが望ましいものと考えます。

第 1 期計画では、環境循環都市の環境先進地として様々な目標を掲げ、多くの行動実績と成果、先進的事例を残していることから、これらの実績と取り組みの姿勢は引き続き継承されるべきと考えます。一方現状では、自然環境の保護及び社会的な活用、地球温暖化の緩和、気候変動への適応、災害発生時のごみ処理の問題など、市民に直接関係する課題が分野を越えて既に顕在化しており、また、環境分野の諸課題は自然の上に成り立つ私たち人の生活を起源として、後戻りできない影響を私たちの生活環境に与えつつあるとされ、環境・社会・経済の各分野を越えた目標共有が不可欠となっています。

環境対策は、まちづくりの面からも大変重要な事柄です。地域固有の自然環境は、いわば地域社会を創り出す源泉であるといえることから、次期計画の策定にあたっては、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環とし「新しい価値観の創造」を楽しみとして捉え進めることが望ましいと考えるものであって、各種の施策・事業そのものが環境対策として機能するよう、各種計画と連携した多面的かつ複合的な計画とすることが望まれます。

4. 項目別振り返り

(1) 計画期間

- 国際社会の情勢、地域の生活環境、国等の政策方針等の変遷の速度に対して、第1期で設定された10年間の計画期間は結果的に長期に及ぶ設定であったと考えます。
- 平成21年時点を基準とする行動計画と、10年目の着地点にあたる行動目標の間における施策整合性において隔たりが生じる結果となりました。
- 大規模地震や異常気象等の影響もあり、エネルギー問題や自然環境との共生などの面において人々の価値観や生活様式は多様化し、それら多様性を活かした政策が求められるようになっていきます。
- 変化の傾向を見通した中期的な期間と行動目標の設定が妥当と考えるものであり、国の環境基本計画期間(6年間)と同等の期間をもって検討することが望ましいと考えます。

(2) 施策体系

- 第1期計画では、6つの基本目標と29の行動目標、16の施策方針と44の基本的施策、各種の行動や事業まで多岐にわたって盛り込んだ実行計画として構成されたため、「望ましい環境像」の共有、施策実行などの面において徹底が図りきれない側面がありました。
- 基本計画であることから、施策を拡散・細分化しすぎないことも重要であると考えられ、体系の取り方としては理念・方針的な示し方と大枠での構成でよいものと考えます。

(3) 指標・目標

- 事業の実施で達成する項目、対策まで要する項目、分野を越えた取り組みが必要な項目など、目線の違う指標・目標が混在し、推進上の難しさが明らかとなりました。
- また、義務的施策の優先や財政上の制約が生じる中、環境分野における投資的事業では、計画記載事業であっても事業化判断に至らない事案が散見されました。
- 環境基本計画であるとしても、環境本位となることなく既にある各分野別の計画、施策との調和、融合が求められるものであって、各分野別の計画、施策に環境側面から環境視点を付加する目標設定が必要であると考えます。

(4) 取り組みの主体と役割分担

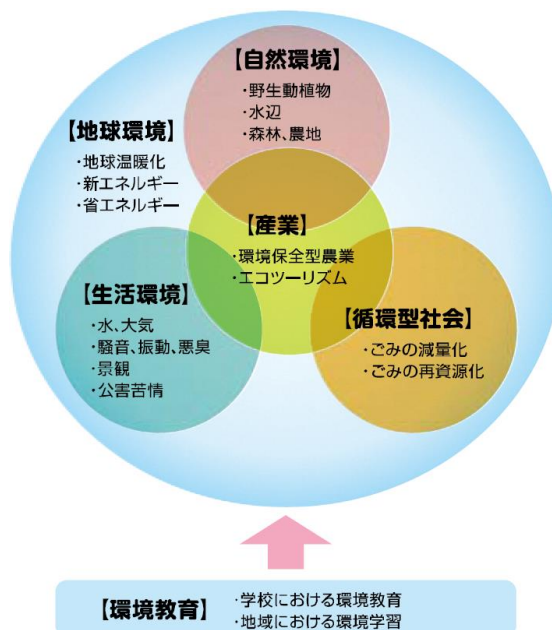
- 「取り組みの主体」の中で、市民、事業者に並列して市民団体、観光客が行動主体の一つとされ、また、行動目標では市民団体として環境NPO数の増加設定がされています。
- 既存の団体と、これからつくり・育成しようとする対象、不特定の対象に対してそれぞれ同様に役割が与えられており、総合的な対策の具体化が進められませんでした。
- 市民による主体的活動は積極的に実施されており、市民・事業者アンケート結果においても意識の高まりと満足度の向上は見て取れます。
- 環境分野では全ての個人や団体において認識と取り組みが必要であることから、それぞれの役割と責任に応じて意識と主体性を育む計画づくりを進めることが望まれます。

(5) その他

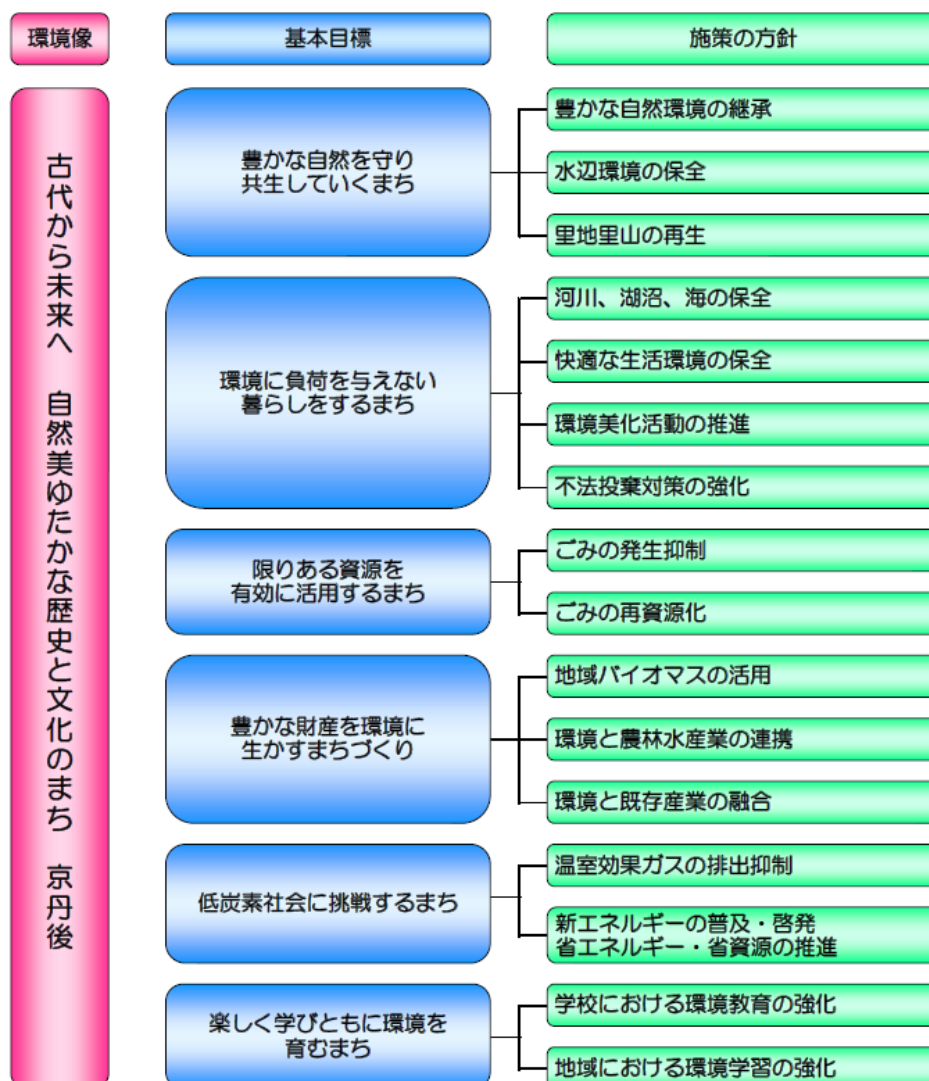
- パリ協定、SDGsなど、環境を取り巻く国際的社会情勢と枠組みは年々変化しています。
- 気候変動の影響は多方面に及ぶものであり、「原因の緩和」と「現象への適応」の両面から、分野間で調整を図りつつ対策を講じていくことが必要とされます。
- 社会基盤の損傷や災害時のごみ処理問題など、行政機能への直接的な影響が顕在化していることから、影響を最小限に抑制する未然の認識共有と取り組みが必要とされます。

5. 第1期計画の概要及び実績

(1) 第1期環境基本計画の範囲



(2) 第1期環境基本計画の体系



(3) 第1期6つの基本目標と29の行動目標

基本目標／項目	基準値 (H20 実績)	目標値	実績値 (H29 末)
1. 豊かな自然を守り共生していくまち			
自然環境調査回数（市が実施するもの）	0 回	2 回 /累計	2 回 (累計)
自然観察会開催回数（市が主催、共催、後援するもの）	2 回	5 回 /年	11 回 (最大)
環境体験学習会開催回数（市が主催、共催、後援するもの）	1 回	5 回 /年	5 回 (最大)
間伐施行面積（市間伐施事業面積）	31.0 ha	40 ha /年	50.1ha (最大)
放置竹林伐採面積（H16 以降の放置竹林拡大防止事業面積）	23.8 ha	58.8 ha /累計	46.7ha (H29 末)
牛の放牧によるバッファゾーン箇所数	3 箇所	7 箇所 /累計	4 箇所 (累計)
2. 環境に負荷を与えない暮らしをするまち			
生活排水処理率	34%	76.3%	55.9% (H29 末)
久美浜湾の COD 濃度	3.2 mg/l	2 mg /l	3.3mg/l (最低)
久美浜湾の全窒素濃度	0.45 mg/l	0.3 mg /l	0.25mg/l (最低)
京丹後市美しいふるさとづくり条例による重点区域数	4 箇所	10 箇所 /累計	4 箇所 (累計)
京丹後市一斉クリーン作戦の実施	0 回	2 回 /年	2 回 (最大)
不法投棄・焼却苦情件数	33 件	23 件 /年	22 件 (最低)
3. 限りある資源を有効に活用するまち			
ごみの排出量（1 人／日当たり）	1,030 g	1,000 g /人日	1,027g/人日 (最低)
ごみ減量優良協力店認定数	0 店舗	20 店舗 /累計	2 店舗 (累計)
エコ京都 21 認定数（循環型社会形成部門）	1 事業所	3 事業所 /累計	1 事業所 (累計)
4. 豊かな財産を環境に生かすまち			
リサイクル率	22.1%	27%	19.2% (最大)
環境NPOの数	4 団体	5 団体 /累計	11 団体 (累計)
廃棄物系バイオマス利用率	72.9%	96.6%	74.0% (H26)
未利用バイオマス利用率	5.3%	36.3%	10.7% (H26)
エコファーマー認定数	94 件	147 件 /累計	164 件 (累計)
農山漁村体験型旅行協議会会員数	16 会員	50 会員 /累計	16 会員 (累計)
K E S 導入企業数	28 事業所	40 事業所 /累計	28 事業所 (累計)
5. 低炭素社会に挑戦するまち			
エコ京都 21 認定数（地球温暖化防止部門）	1 事業所	3 事業所 /累計	1 事業所 (累計)
路線バス利用者数	30.3 万人	32 万人 /年	43.5 万人/年 (最大)
公共施設への太陽光発電設備の導入	0 箇所	15 箇所 /累計	18 箇所 (累計)
ESCO 事業の導入数（市有施設）	0 箇所	3 箇所 /累計	1 箇所 (累計)
6. 楽しく学び ともに環境を育むまち			
まちづくり出前講座（環境関連）開催数	2 回	25 回 /年	22 回/年 (最大)
環境保全リーダー認定数（市が認定する人数）	0 人	10 人 /累計	14 人 (累計)
こどもエコクラブ数	1 団体	3 団体 /累計	1 団体 (累計)

(4) 第1期16の施策方針と44の基本的施策

豊かな自然を守り共生していくまち	
1 豊かな自然環境の継承	
(1) 計画的な森林管理の推進 ○公益的機能の維持 ○放置林・放置竹林の伐採 ○計画的な森林管理 京丹後市森林整備計画を策定（2011年）、計画に基づき適切な施業、緑の公共事業、放置竹林拡大防止事業等の森林管理を実施。	
(2) 地域の生物多様性の保全 ○生物多様性地域戦略の策定 ○自然環境の状況調査の実施 ○市内に生息する貴重種の保護 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画を策定（2011年）、計画に基づきビオトープの設置管理、コウノトリのモニタリング、環境保全型農業支援等を通して農業振興とパッケージ化した生物多様性保全を推進。 貴重種に係る個別具体的な保護活動はない。近年、オオキンケイギク、ヒアリ等の外来生物の防除が課題。2009年環境調査を実施。	
(3) 自然とのふれあいの場の確保 ○自然を間近で実感できる施設整備 ○自然体験イベントの実施 ○森林ボランティアなどの条件づくり 指定管理施設運営事業を通じた琴引浜鳴き砂文化館、風の学校京丹後等関連施設の運営はあるものの、実感施設は未整備。水生生物調査、自然観察会、トレッキング、清掃、出前講座等各種の体験イベントの実施、森林サポーター活動支援、ガイド育成を行った。	
(4) 山陰海岸ジオパーク構想の推進 ○地域、行政、民間が協働して保護・保全 ○地質遺産を活用した教育活動 ○ジオツーリズムの実施 2015年、世界ジオパークのユネスコ事業化決定。山陰海岸ジオパーク京丹後市情報センターの設置運営、ジオパークガイド養成講座、学校教育での学習活動、ジオサイトの保護保全管理、その他関連イベントの実施のほか、看板等の設置を進めた。さらに世界ジオパーク再認定に向けて関係諸機関との連携が必要。	
2 水辺環境の保全	
(5) 河川、湖沼、海とのふれあいの場の創出 ○改修・維持・補修事業の際の水辺環境保全 ○整備に関する国府などへの働きかけ ○公園整備や親水化・散策路整備等による空間整備 八丁浜シーサイドパーク、離湖公園、久美浜湾アメニティ、砂浜遊歩道・散策路等の海浜公園整備、環境に配慮する多自然川づくり、魚道工・段差解消事業の実施、親水施設、獣害防止柵の設置等、水際環境の整備管理をとおしてふれあいやすい環境を整備	
(6) 自然豊かな河川等の保全、整備 ○保全・維持管理活動等の自主活動の支援 ○ごみ漂着問題など要望 ○間伐材等利用した河川改修・護岸整備（連携実施） 公園管理、ボランティア一斉清掃を通じた保全、水をつなぐクリーン大作戦の恒例化、美食パスポートとの連携事業の実施、慣例化した海岸漂着ごみの回収・一斉清掃、除草を実施。漂着ごみの回収処理は単独実施が困難であるため要望を強化した。ほ場整備に係る排水路整備において環境保全型排水路を整備。	

3	里地里山の再生
	(7) 里地の再生 ○農村環境計画の推進 ○環境保全型農業の普及 ○地域ぐるみで里地の再生 農村環境計画に基づき施策を実施。里力再生計画の作成、府営経営体育成基盤整備事業、農業競争力強化事業、ほ場・排水路整備、一村一業活動等を通して里地の再生を支援。
	(8) 里山林の活用 ○薪や炭、木質ペレット等燃料化 ○ほだ木・工芸品製作の材料等利用 ○松くい虫の駆除・処理 木質資源を燃料にするストーブ・ボイラの導入支援を実施。工芸品等の材料利用には至っていない。松くい虫対策では2012年以降被害量が減少。ビオトープの整備のほか、被害を発生させない予防対策区域を拡大して実施。
	(9) 鳥獣被害の減少 ○鳥獣被害防止計画の推進 ○里地里山整備 ○放牧等によるバッファゾーン形成 ○個体数管理・被害地管理・生息地管理、防除体制づくり 京丹後市鳥獣被害防止計画（現在第4期）に基づき対応。被害額の約6割を占めるイノシシ、シカの捕獲、特定外来生物ヌートリア・アライグマの駆除のほか、個体数管理、生息地管理、薬剤散布、捕獲、駆除、防止柵の設置等を実施。
環境に負荷を与えない暮らしをするまち	
4	河川、湖沼、海の保全
	(10) 生活排水対策 ○公共下水道や集落排水処理施設の整備 ○合併浄化槽の適正管理 ○公共下水道加入促進 京丹後市水洗化計画（2009年）、合理化事業計画に基づき実施。排水設備アドバイザー派遣事業や水洗化推進支援事業補助金制度等を実施し水洗化率の向上を図った。接続意向の高い地域より順次下水道管渠を整備、個別処理区域でも浄化槽による水洗化を進めた。
	(11) 産業排水対策 ○検査強化と徹底指導（連携実施） ○家畜排せつ物処理施設の整備促進 ○肥料や農薬等汚濁負荷軽減の普及・啓発 ○環境保全型農業への移行推進 関係法令に基づき公害対策の一環として飲食店・事業所等に対する指導を行った。家畜排せつ物の適正管理のための処理施設の整備は行っていない。生物多様性を育む農業推進計画に基づき化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した取組みを進めた。
5	快適な生活環境の保全
	(12) 工場・事業所に対する規制、指導 ○大気汚染・悪臭の検査強化と徹底指導（連携実施） ○騒音・振動の規制基準の周知、適切な指導（連携実施） 関係法令に基づき公害対策の一環として悪臭・騒音に関する個別指導、大気汚染に関する周知を行った。指導ノウハウの蓄積と同時に、規制区域設定がないため苦情者・行為者での当事者間解決のための方策が必要。今後も両方で話し合いし、解決するよう適切な説明・案内等が必要。

	(13) 近隣公害対策 ○生活騒音の指導 ○違法な野焼きに対する指導 関係法令に基づき公害対策の一環として騒音・悪臭・野焼き等に関する個別対応、禁止等啓発を行った。公害紛争処理法第 49 条規定に基づく対応及びノウハウの蓄積が必要。
	(14) 景観の保全と創造 ○観光サインの統一化 ○環境に配慮した道路・河川の整備 京丹後市観光サイン整備計画に基づき、景観に配慮した形状・色彩を採用した統一デザインによるサインを設置。京丹後市に景観条例はなく、美化・清掃活動、空き家対策、里地里山対策、廃棄物抑制、カラー舗装等各方面から景観保全に努めた。
6 環境美化活動の推進	
	(15) 環境美化の啓発 ○ポイ捨てや犬のふん防止に関する啓発 ○販売事業者への容器回収方法等に関する指導強化 京丹後市美しいふるさとづくり条例を全部改正。市全域にポイ捨ての禁止、ふん回収、販売事業者への回収容器の設置義務を周知するとともに、環境共生推進地域・特別保護区域の指定による自主的な美化・保全活動に取り組める環境を整えた。
	(16) 環境美化推進体制の確立 ○協議会の設立を検討 ○清掃用具の提供や回収ごみの処理など活動支援 京丹後市美しいふるさとづくり条例を全部改正。この中で審議会を再編するとともに環境基本計画推進委員会が各方面から環境美化を推進。市全域にポイ捨ての禁止、ふん回収、販売事業者への回収容器の設置義務を制度化するとともに、環境共生推進地域・特別保護区域の指定による自主的な美化・保全活動に取り組める環境を整え、環境共生推進事業やボランティア清掃へのゴミ袋配布、処理料減免等を行った。 その他、高校生による海岸ごみ組成調査、イベント型ゴミ拾いを実施。
7 不法投棄対策の強化	
	(17) 監視及び指導の強化 ○意識の普及・啓発活動 ○不法投棄監視体制の検討 広報誌啓発、標語の募集・啓発等、定期的に広報を行うとともに不法投棄防止ネットを各所に設置。また、地域からの求めに応じて不法投棄禁止看板やダミーカメラの設置、センサーライトの検討を行った。
	(18) 早期発見通報体制の確立 ○関係団体との連携 ○違法行為の情報収集・分析 ○監視パトロールの強化 ○行為の中止・改善指導の強化 ○定期的啓発の実施 不法投棄等特別対策丹後広域機動班での方策検討、府・保健所等と連携し回収、パトロールを定期実施。各自治区や市民からの通報も受け付け、早期回収に努めた。排出者特定に至った投棄は厳格に改善指導。
	(19) 不法投棄の防止 ○草刈等土地の適正管理 府、保健所、道路管理者、海岸管理者、河川管理者、土地所有者等と連携し、投棄しない・されない環境保全に努めた。

限りある資源を有効に活用するまち	
8	ごみの発生抑制 (20) 減量化の推進 ○分別収集方策の検討 ○意識の普及・啓発 ○リユース食器等の導入 ○持ち込みごみの選別・再資源化 2015 年分別ポスターの更新。適正分別が図られるよう広報誌へ定期掲載、出前講座をメニュー化。資源ごみの分別回収のほか、生ごみの資源化、古紙リサイクルを進めた。ごみ減量化等の優良販売店認定制度を制定。 (21) 減量化への体制の構築 ○ごみ減量優良協力店の認定制度 ○事業者・市民団体等による活動を広く周知 2015 年、家屋解体ごみの受入れを中止。生ごみ分別資源化では順次収集対象地域を拡大（1400 世帯）し市内循環型処理施設での受入れを行った。古紙では回収団体支援を実施。優良販売店認定制度を制定。 (22) 循環利用システムの構築 ○不用品情報掲示板等創設 ○資源有効利用を普及・啓発 ○4 R 等イベント広報 システム構築には至っていない。バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想を策定。循環型社会の仕組みの一端を実践。
9	ごみの再資源化 (23) 廃棄物の再生利用の推進 ○ごみ資源化に配慮した生活様式や事業活動の普及・啓発 ○再生資源を利用した事業推進 ○容器包装・家電・食品等のリサイクル効率化 広報誌への情報掲載や出前講座により分別意識啓発及び資源化促進を行ったが、再生資源を利用した事業推進には至っていない。2014 年小型家電、雑がみの分別回収を開始。容器包装・雑がみの資源ごみとしての回収、家電、生ゴミの分離回収を行ったが、さらにリサイクルの効率化を進める必要がある。 (24) 資源循環モデル施設の確保 ○ごみの適正処理に向けた組織体制を確立 ○4 R を進める市民の意識啓発 ○意識啓発を図る機能を備えたリサイクルプラザ等の整備 京丹後市廃棄物減量等推進審議会を編成。地区単位での資源ごみの分別回収、古紙回収団体補助制度等を通じた意識啓発を実施。リサイクルプラザは既存施設を拡充。市民団体が行う廃食用油（BDF）の回収体制及び資源化の取組みを支援。
豊かな財産を環境に生かすまち	
10	地域バイオマスの活用 (25) 廃棄物系バイオマス利用の推進 ○生ごみを用いた肥料化を推進 ○廃食用油の燃料化と公用・農機具等での使用 ○京丹後市エコエネルギーセンターの活用 ※2017.10 事業終了 （市内生ごみ等の収集体制、液肥の有効活用、循環型社会形成の環境整備と普及） 京丹後市バイオマスタウン構想及びバイオマス産業都市構想に基づき、生ごみを用いたバイオガス発電及びメタン発酵消化液の液肥利用を行ってきたが施設老朽化に伴い 2017 年に閉鎖した。また、下水汚泥の資源化に向けた実証試験、市民団体が行う廃食用油の回収と資源化に伴う取組支援、一部公用車での使用等を行った。

	(26) 未利用系バイオマス利用の推進 ○林地残材（間伐材、被害木等）等燃料化推進 ○木質バイオマス利用の推進 木材加工の事業会社の設立とあわせ木質ボイラを公共施設に導入。林地残材の活用、木質バイオマスの燃料利用を進めた。豊かな森を育てる府事業を活用し間伐材搬出に対する補助事業、燃料利用を推進する補助事業を制度化。 (27) 資源作物利用の推進 ○菜の花やヒマワリ等の市内栽培、観光資源PR ○種を搾油施設で食用油に精製 ○市内学校等の給食利用の検討 ヒマワリは景観作物としての栽培が主であることから、菜の花を含め食用油に精製するまで至っていない。
11 環境と農林水産業の連携	
	(28) 農林水産業に触れ合う場の創出 ○クラインガルテン等を整備 ○農業体験等都市部との交流事業 ○地域資源の発掘・調査 ○受け入れプログラム作成 ○研修・研究・指導者の育成 ○後継者育成体制の確立 久美浜町内にクラインガルテンを整備。棚田保全を目的にボランティア学生が田植に参加し農家民宿等に宿泊するツアーを実施。海岸線等の観光資源有効活用調査を実施。体験型パンフレットやスマホ用観光アプリで体験メニューをPR。教育旅行モデルツアーを開催等、地域間交流とともに農林水産業に触れ合う機会を整備。 (29) 環境保全型農業の促進 ○カニ殻・カキ殻・伐採竹・刈り草等の地域資源を有機資材化 ○環境保全型農業推進・農産物のブランド化 ○エコファーマー認定数の増加 特別栽培米の取組を推進。面積 475.9ha（2016 末）、エコファーマーの認定数 159 人（2016 末）、取り組みは多いが有機資材化は商用レベルに至っていない。地域循環型農業支援、環境保全型農業直接交付、コウノトリもすめるさとづくり等各種事業を実施。
12 環境と既存産業の融合	
	(30) 環境に配慮した商工業の振興 ○ISO14001 や KES 等環境マネジメントシステム導入支援 ○過剰包装等の中止や資源回収 ○環境に優しい事業活動への啓発・指導強化 実践優良事業所の登録制度を設置。市の広報媒体等でその活動を広く紹介（3 件）。環境マネジメントシステム（KES）取得支援セミナー等を開催。企業の付加価値向上に繋がる機会提供を行った（最大 28 件）。 (31) エコビジネスの育成 ○絹セリシン・カニ殻等の従来廃棄物となっていた地域資源の産業化 カニキトサンに係る土壌改良試験の実施、絹セリシンを活用した爪ケア商品の共同開発・販売等を実施。木材加工の事業会社の設置（2014 年）、運営支援、木の駅プロジェクト等を実施。液肥の活用では液肥利用者協議会を設置し、「環のちから」として付加価値の高い農業利用を行った。バイオマス原料のプラスチック・液化樹脂製造、製品は福祉施設や病院等のごみ袋として採用され、また市指定不燃ごみ袋や、生ごみ専用袋としても採用。

	(32) エコツーリズム、ジオツーリズムの推進 ○環境体験学習施設・ブナ林・立岩・琴引浜・久美浜湾等の自然環境を利用したエコツーリズムやジオツーリズム推進 2010 年山陰海岸ジオパークが世界認定。指定管理施設運営事業を通して自然とのふれあいの場を提供。奥山自然たいけん公園、スイス村（風のがっこう含む）、道の駅てんきてんき丹後（オートキャンプ場含む）、高嶋園地、天女の里交流施設、かぶと山公園、琴引浜鳴き砂文化館等、自然公園エリアに立地する指定管理施設を中心に市民、観光客に環境資源を提供。風のがっこうでは環境学習・自然体験プログラムを提供。ジオパーク推進事業では協議会の設置、メニュー開発、情報センターの設置運営、植物観察会・ウォーキング等イベント開催、ガイドツアー等を実施。丹後の豊かな環境づくり推進会議では夏休み青少年少女エコ体験ツアーを実施したほか、農家民宿・漁家民宿を活用した体験ツアーが実施された。
	(33) 循環型産業の育成 ○ゼロエミッション企業や新たな資源循環型産業を興す市内事業者育成 ○企業等と共同で調査検討、実施支援 ゼロエミッション企業、循環型産業の起業支援、企業育成には至っていない。2013 年に京丹後市生ごみ資源化・ゼロエミッション推進検討委員会を設置し、生ごみの資源化を検討、順次対象地域を拡大した（最大 1400 戸）
低炭素社会に挑戦するまち	
13	温室効果ガスの排出抑制
	(34) 温室効果ガスの排出抑制対策の推進 ○京丹後市地球温暖化対策実行計画の策定 ○温室効果ガスの総排出量の抑制 ○地球温暖化対策地域推進計画の策定 ○活動の充実 ○支援策の活用 ○公共施設へ太陽光発電設備等の導入 地球温暖化対策実行計画を策定。目標設定する中で公共施設等温室効果ガスの排出抑制に努めた。地域推進計画は作成していない。うみかぜ風力エネルギー普及モデル事業（小型風力 36 基）、保育所、庁舎等公共施設への太陽光発電設置（7 施設）、防犯灯・道路路灯の LED 化、再生可能エネルギー導入促進基本方針策定、FIT 活用による再生可能エネルギー事業の実施、バイオガス発電の実施、導入促進支援制度の創設、公共施設へ木質燃料ボイラの導入（3 施設）、指定避難施設への太陽光発電と蓄電池の設置、エコカーの導入促進、公共交通の利用促進等の各種事業を実施。
	(35) 公共交通等の利用促進 ○公共交通ネットワークの利便性向上・利用促進 ○自転車利用など生活様式への普及・啓発 市内の路線バスで上限 200 円運行を実施、京都丹後鉄道の運賃も高齢者は片道上限 200 円とし、利便性の向上を図った（路線バス 173,939 人（H18）→391,962 人（H27））。市内エコカー充電施設の設置とともに EV 乗合タクシーを運行した。自転車利用の浸透には至っていない。

14 新エネルギーの普及・啓発、省エネルギー・省資源の推進

(36) 新エネルギーの普及・啓発

- 風力・太陽光・バイオマス発電の普及 ○新エネルギーの公共施設への導入推進
- 市民への新エネルギーの啓蒙・啓発 ○地域新エネルギービジョンを策定
- 京丹後市バイオマスタウン構想の推進 ○新エネルギー利活用機器の生産
- 既存施設の環境学習教材及び観光資源としての活用

京丹後市バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想への継続、再生可能エネルギー導入促進基本方針を策定。各種可能性調査（2013、2015 年）うみかぜ風力エネルギー普及モデル事業（小型風力 36 基）、保育所、庁舎等公共施設への太陽光発電設置（7 施設）、FIT 活用による再生可能エネルギー事業（4 施設）の実施、食品系廃棄物を利用した循環型のバイオマス利用、住宅用設備の導入促進支援制度の創設、市内チップ加工場の整備と公共施設へ木質燃料ボイラの導入（3 施設）、指定避難施設への太陽光発電と蓄電池の設置（6 施設）、EV 充電施設に自給型の太陽光発電設備を併設する等各種事業を実施。利活用機器の生産までには至っていない。

(37) 省エネルギーの推進

- 公共施設への ESCO 事業の導入 ○省エネルギー設備等導入計画を策定
- 省エネ家電や電気自動車などの普及

温暖化対策実行計画を策定した。省エネルギー設備等導入計画の策定には至っていない。LED 防犯灯・道路灯の更新にあたり ESCO 手法を活用（防犯灯 1,697 基、道路灯 147 基）。スマートエコ住宅改修を実施（2014 年～）、節電対策、逼迫する電力需給対策に対応。また、国民運動「COOL CHOICE」への賛同を取り入れ、啓発イベントの実施、推進リーダー・診断マイスター育成等を行った。

EV、PHV 充電ステーションの整備（7 ヶ所、2015 年）、再生可能エネルギー導入促進支援補助金（2014 年～）等を通して推進。

(38) 省資源の推進

- グリーン購入等の市率先実行 ○省資源型の生活様式への転換

京丹後リ・スタイル（Re-style）を提唱。廃棄物削減の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の Re に、不要なものは購入しない・利用しない（発生させない）というリジェクトの考えを加えた 4 R の生活様式を啓発。

楽しく学び ともに環境を育むまち

15 学校における環境教育の強化

(39) 環境教育の推進

- 環境教育の時間確保や教材整備 ○指導内容・指導方法等研修会

教科学習や総合的な学習の時間で「丹後学」を中心に、自然環境保全／温暖化対策・省エネのススメ／食品残さを利用したバイオガス発電の取組／生ごみ分別による資源循環の取組／市民太陽光発電所概要、水、ごみ問題等の身近な環境について出前講座等を用いて機会を作った。各学校の計画に依存する推進となった。2017 年には教材作成を行い配布。2014 年～特別栽培米の給食提供を開始。

	(40) 環境教育の体制の整備 ○自然体験・農林漁業体験等教育メニュー構築、グリーンカーテン等施設運営 農業実践学舎事業、海の民実践学舎事業を通して自然環境を仕事場とする実践型メニューを構築。一般体験は施設ごとに展開、全幼稚園・保育所では花壇など野菜・植物の生育に取り組み、異業種が連携する分野では木への親しみや理解を深めるため木育ネットワークを立ち上げ木の良さに関する教育活動を実施。グリーンカーテン等施設の緑化推進は進んでいない。2014 年市食育推進基本方針を策定。
16 地域における環境学習の強化	
	(41) 環境情報システムの整備 ○市ホームページコンテンツ整備 環境情報システムの整備、ブロードバンドサービスの活用には至っていない。市ホームページを通して各種環境学習メニュー、推進メニューを作成し、現場が気軽に利用できる環境の提供に努めた。
	(42) 環境情報の提供の充実 ○ケーブルテレビ等への最新情報・市内の不法投棄情報掲載 ○出前講座の実施 ○京都環境フェスティバルの誘致 ○環境保全リーダーの紹介・斡旋 ケーブルテレビへの計画的情報提供の仕組みは構築されていない。環境学習メニューを作成し、まちづくり出前講座を実施した。(温暖化対策・省エネのススメ／食品残さを利用したバイオガス発電の取組／生ごみ分別による資源循環の取組／市民太陽光発電所概要等)。環境フェアの誘致はなかったが、環境首都創造全国フォーラム 2014in 京丹後を実施。
	(43) 環境保全リーダーの育成 ○環境保全リーダーの育成講座を開催 COOL CHOICE 推進リーダー養成講座を実施し、推進リーダー（伝え手）を養成。小中学校教員対象の「大地の学習指導者研修会」を開催し、丹後の地質遺産（ジオパーク）のフィールドワークを実施した。
	(44) 協働の体制づくりの支援 ○各地域開催のイベント支援 ○協働の場づくり ○情報発信 「水生生物調査」「ブナ林探索」「地球温暖化防止学習」「環境学習たんごふるさと探検隊」「アクティブレジャー出前出張講座」等の実施と、その場を通じた協働の場づくりを行った。環境基本計画推進委員会では竹野川流域ごみ調査を実施（2012 年）し、水をつなぐクリーン大作戦につなげた。また、ボランティアの呼び掛けなど、協働体制での情報発信に努めた。